

特定二輪車の運転者が二輪免許を有していない 場合の経過措置（施行日 H21.9.1）

前二輪・後一輪の二輪型自動車（以下「特定二輪車」と言います。）は、平成21年9月1日から二輪車とみなされ、運転には二輪免許が必要となりますが、施行日前から運転に従事している方は、1年間は、引き続き普通免許のみで運転できます。

施行時に〔 ・ 普通免許を受けていること。
・ 前二輪・後一輪の二輪型自動車を運転していること。 〕が必要。

乗車用ヘルメットの装着が必要。

高速自動車国道等の最高速度は80キロメートル毎時
二人乗り運転ができます。

改正後も特定二輪車を運転するには、次の免許の取得が必要。

特定二輪車限定免許を取得する場合

特例試験を受験

- ・ 施行から1年間実施（H21.9.1からH22.8.31までの間）
- ・ いつも運転している特定二輪車で受験（持込み車による技能試験）。
- ・ 直線狭路コース（一本橋コース）・波状路コース（線路様コース）の試験は行わない。

合格者は…

前二輪・後一輪の二輪型自動車のみ運転できる二輪免許を取得。
二輪免許に係る取得時講習（3時間）の免除

通常の二輪免許を取得した場合

通常の二輪免許の試験を受験。

通常の二輪車も、特定二輪車も運転できる。

運転免許試験に合格した場合（特定二輪車限定免許を含む。）

乗車用ヘルメットの装着が必要。

二人乗り制限あり（特定二輪免許取得者は、運転経験を算入される場合あり）

* 一般道は運転経験1年。高速自動車国道等は20歳以上かつ、運転経験3年。

高速自動車国道等の最高速度は100キロメートル毎時

二人乗り通行禁止道路へは、二人乗りをして通行することができない。